

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は昭和30年(1955年)の13,121人をピークに減少が続いており、令和7年(2025年)3月末の本町の人口は4,635人です。これは、住田町総合計画の令和7年度目標人口4,584に対して51人多い人数ではあるものの、外国人を除けば4,493人となるため、目標人口をすでに超えた減少数となっています。あわせて、老年人口割合(高齢化率)は昭和50年(1975年)以降上昇が続いており、老年人口割合は48.47%(外国人含)となっています。

また、昭和30年の産業構造は第1次産業5,211人、第2次産業374人、第3次産業360人、合計6,445人で、この年をピークに減少に転じており、令和2年(2020年)の国勢調査では第1次産業436人、第2次産業825人、第3次産業1,210人、合計2,471人となっています。

町内の中小企業は生産年齢人口の減少により、担い手不足や労働力不足、それらによる生産量の低下などの課題に直面化しており、製造業を中心に幅広い業種で人手不足が解消できず深刻な経営課題となっていることから、生産性向上のために老朽化した設備の更新が求められています。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、住田町経済の維持・成長を目指す。そこで、計画期間中、3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

住田町の産業は、農林畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が住田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

住田町は中山間地域であるため集積できるような広大な平場がなく、各事業者は点

在する平場に立地している状況にある。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は住田町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

住田町の産業は、農林畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が住田町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって、本計画では労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広く認定する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月18日から令和9年7月17日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。